

令和3年度第4回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年6月18日（水）午後1時30分から4時00分まで
場 所	静岡県県庁別館8階第一会議室A B
出席者 職・氏名	○委員（敬称略、五十音順）14名 秋山信彦※ 岡田 令子、岡村 聖※、小泉 透※、立蔵洋介※ 坂東 英代、東 恵子、森下 祐一（副会長） 横田久里子※ 吉崎 真司（会長） ○事業者等※ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、 一般財団法人日本気象協会 ※印は、WEBでの参加者 ○事務局（県側出席者） くらし・環境部参事、環境局長、生活環境課長 他
会議内容	答申の調整（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書 についての4回目審議 審 議（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法 書について
配布資料	令和3年度第4回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員、事業者等・事務局） 配席図 【審議資料】 ・【資料1】「（仮称）函南太陽光発電事業 環境影響評価方法書」 に関する意見 【資料2】環境影響評価手続について 【資料3】環境影響評価方法書説明資料 【資料4】審査会委員の意見等に対する事業者の見解 【資料5】庁内連絡会議委員の意見等に対する事業の見解 【資料6】意見概要書（住民意見等に対する事業者の見解） 【資料7】沼津市長意見および伊豆市長意見 【資料8】関係市長の意見等に対する事業者の見解 別添 各意見に対する事業者の見解補足資料 関連図書等 ・（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書・要約書 ・環境影響評価法・施行令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針

1 開 会

（事務局） 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第4回環境影響評価審査会を開催いたします。ウェブで参加の皆さんも聞こえてますでしょうか。いいでしょうか。

開会に先立ちまして静岡県くらし環境部環境局長から御挨拶申し上げます。

ア 挨 拶

（局長） 皆さん、こんにちは。環境局長でございます。本日は大変お忙しい中、また先週開催したばかりで、先週に引き続きということになりますが、本環境影響評価審査会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は先週もお話ししたとおり、委員改選が行われまして最初の審査会となります。新たにお二人の方に、審査委員に御就任をいただいたところでございます。後程、事務局から御紹介をさせていただきたいと思っております。そのほかの委員の皆様におかれましては、引き続き御就任をいただいたというところで深く感謝申し上げます。

本日の審査会におきましては、最初に前回も御確認をいただいております函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に関する答申案について御審議をいただきます。その後、昨年、発電所について御審議いただきました沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について第1回目の審議をお願いいたします。

本日も長時間の審議となり、委員の皆様には大変御負担をおかけいたしますが、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

イ 委員改選

（事務局） ただ今の御説明にありましたとおり、本審査会委員の任期満了に伴います改選がございまして、6月17日から2年の任期としまして、新たに委員に御就任いただきました15名の委員のうち、13名の方には再任いただき、2名の方に新たに委員に御就任いただきましたので、御紹介申し上げます。

昆虫分野を御専門とされる委員として、新たにふじのくに地球環境史ミュージアム学芸課長兼教授の岸本年郎様に御就任いただきました。また海洋分野を

専門とされる委員として東海大学海洋学部准教授の中村雅子様に御就任いただきました。よろしくお願いいたします。なお新任のお二人につきましては本日は御都合により御欠席されております。

続きまして、本日の会議の成立条件を確認させていただきます。お手元の資料、次第の次のページの委員表を御覧ください。

本日はウェブを含め 10 名の委員の皆様にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

ウ 会長及び副会長の選出

続きまして委員の改選に伴いまして会長及び副会長の選出を行います。静岡県環境影響評価条例施行規則第 44 の第 2 項において会長及び副会長は委員の互選によって定めるとあります。委員の皆様から会長への立候補または適任者を御推挙いただきたいと思います。

（委員） 静岡県環境影響評価の御見識が高く長年当委員会の会長をお務めいただいております吉崎委員を御推挙させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（事務局） 他の委員の皆様、御意見いかがでしょうか。特に御異議はございませんでしょうか。では、意義もないようですので、当審査会の会長は吉崎真司様に決定いたしました。それでは吉崎会長、会長席へお願いいたします。

続きまして、副会長の選出についてですが、吉崎会長の御意向をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

（会長） 私はどちらかというと森林科学とか生物関係なので、森下委員の方に地質も含めてお願いするのが一番いいかと思っておりますので、副会長は森下委員の方をお願いしたいと思っております。

（事務局） 他の委員の皆様、御意見いかがでしょうか。意義もないようですので、本審査会の副会長は森下様に決定いたしました。それでは森下副会長、副会長席へお願いいたします。

新しい会長、副会長が互選により選出されましたので、吉崎会長、森下副会長から、一言お願いいたします。

（会長） また新規に会長職を務めさせていただくことになりました吉崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。前期に続きまして、私が会長になってから難しい案件が次から次に出ているような気がします。今回大半の委員の方が引き続き務めていただくということで私としては心強い限りで、皆さんに助けていただきながら務めさせていただきたいと思います。いずれにしても静岡県は非常に環境の豊かなところでございまして、どうしても開発と環境という中でいろんな課題を解決しながらやっていくしかないわけですが、我々としては専門家の立場からしっかりと開発についての影響を科学的に検討して考えていくということだけは貫いていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（副会長） 森下でございます。引き続き、吉崎会長がやられるということで、私としては大船に乗ったつもりでおります。皆様これからよろしくお願いいたします。

2 答申の審議

（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の答申の審議

（事務局） ありがとうございます。会長・副会長の選出については以上となります。

それでは議題に移ります。本日は前回に引き続き、（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の答申を御審議いただいた後、沼津市の真城山周辺を事業想定区域としている風力発電所の建設事業、（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る方法書について御審議いただきます。

それでは会長に審議の進行をお願いいたします。

（会長） はい、それではまず初めに、前回に続きまして（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の答申について審議いたしたいと思います。前回の審査会の最後に答申案を皆さんの方にお示しさせていただいて、この間、色んな御意見をいただいているかと思いますが、まず初めに事務局の方から答申案の内容について説明をしてもらった後に、審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ア 答申案の修正についての説明（事務局）

（事務局） お手元の函南太陽光発電事業環境影響評価方法書に関する答申というのを御覧いただきたいと思います。ウェブの参加の先生方には昨日メールで送らせていただいたと思うのでそちらを御覧いただければと思います。あとこれから画面の方にも表示しますので、そちらを合わせて御覧いただきたいと思います。

それでは事務局の方から説明をさせていただきます。

まず、御意見いただいたところにつきましては、網かけで表示をさせていただいております。

まず1ページ目のはじめにのところです、この場所は、富士箱根伊豆国立公園に多少含まれるので、ここの表現を正確に表現をさせていただいております。

続きまして2ページ目の全般的事項になります。こちらにつきましては、表現につきまして、会長、今泉委員から御意見をいただきまして、黄色のマーキングしてある、網かけしてある部分のような形で、文章を繋げさせていただきました。

続きまして3ページ目を御覧ください。全般的事項にその他という形で一つ追加をさせていただきまして、こちらは読み上げさせていただきます。「環境影響評価審査会での審議を踏まえ、評価項目の追加をはじめ、方法書の内容を修正する必要が生じた箇所については、審議内容が的確に反映されていることを相互に確認するため、変更後の資料を作成し、調査を実施する前に県に提出すること。」こちらは会長からいただいた意見なんですけれども、今までの事業者とのやり取りを踏まえて、もう少し資料をしっかりともらう必要があるということで、このような文言を追加させていただいております。ウェブの先生にはまだお届けができていないんですけれども、会場の先生方には前回、事業者が答えきれなかった部分に対する見解であったり、追加の資料が提出されましたので、配布をさせていただいております。このような形で追加の資料があった場合には、事業者から順次いただき、また先生方の方に御提示させていただきたいと思っております。

修正事項について続けて説明をさせていただきます。

6ページ、土地の安定性のところになります。こちらにつきましては、最初は、土の保水力という表現をしていたんですけれども、保水力と土地の安定性というのがうまく関連付かないという御意見を今泉先生の方からいただきまして、むしろ水文環境という言葉の方が合うんじゃないかというアドバイスをい

ただいたものですから、水文環境をわかりやすく表現をさせていただきまして、「雨水の浸透、流出及び蒸発散、そういった水の循環の変化」という言葉とさせていただきます。

続きまして7ページの動物・植物・生態系の部分になります。

まず動物の鳥類につきまして、坂東委員の方から表現のアドバイスをいただきまして、その表現を踏まえて修正をさせていただいております。

8ページになります。こちらは小泉委員から御助言いただきまして、哺乳類の調査方法につきまして、このような表現を記載をさせていただくこととしました。

続きまして9ページの方を御覧ください。9ページの生態系の部分になります。こちら小泉委員の方からの御助言を踏まえまして、有害鳥獣の表現をもう少しわかりやすく記載をさせていただくことといたしました。

続きまして、その下の景観の部分になります。こちらは東委員からですが、重複する文章があったものですから、その辺をうまく整理させていただきまして、一方でこの函南町の丹那盆地というのが圍繞景観として非常に重要だという御助言がありましたので、その辺をしっかりと踏まえさせていただいて、文面に少しこちらの方で手を加えさせていただきしました。

最後に11ページになります。16番のその他というところなんですけれども、こちらで最初、電波の反響のような答申案とさせていただいたんですけれども、斎藤委員の方から今お示しさせていただいているような文面に修正したらどうだというような御意見をいただきましたので、そのとおり反映をさせていただいております。

答申案について、事務局で行わせていただきました修正については以上のようになります。

イ 答申案についての審議

(会長) はい、ありがとうございます。それでは時間が少しありますので、事務局からの説明についての意見交換に移りたいと思います。今日は事業者さんがいらっしゃらないので、質疑応答というわけには行かないので、委員の皆さ

んからの御意見をどう答申案に反映するかというところになるかと思うので、どうぞ積極的な御発言をよろしくお願いします。

（委員） 9 ページのところなんですが、私の資料だけなのかもしれないのですが、9 ページのところ、抜けているんですが。

（会長） 抜けている、どこですか。

（委員） 11 行目から 12 行目にかけて。

（会長） ああ、ほんとだ、ほんとだ。

（委員） 抜けておりますので、その辺きちんと。

（事務局） 大変失礼しました。

（委員） それと、3 行目、眺望景観だけでなくというところを、「眺望景観に加えて囲繞景観について調査予測および評価を実施すること」ということでいかがでしょう。囲繞景観の評価をしていただくと住民の意識とか意向、変化に關しての意向を調査することになりますので、囲繞景観調査が加わったことはよかったかと思います。

（会長） これは環境影響評価法の調査指針などに記載されており、この囲繞景観についての調査、予測、評価というのは、通常行われているということによろしいでしょうか。

（委員） 自然との触れ合いというのがありますが、調査方法もあります。

（会長） なるほど。

（委員） 環境を保全するためには、人との触れ合いということについて、冊子が発行されておりまして、調査方法も記載されております。人との触れ合いといった視点で環境保全を行っていくこととされています。

（会長） この囲繞景観についての調査方法みたいなものもあるんですね。指針みたいなものも。

（委員） しっかり記載されております。ガイドラインもありますので、それを見て進めていただければと思います。

（会長） ありがとうございます。ほかにございますか。

（委員） すみません、よろしいでしょうか。

（会長） はい、どうぞ、お願いします。

（委員） 一番最後のその他のところなんですが、黄色で変わっているところですが、広範囲に設置される太陽光パネルによる影響は反射光、輻射熱・電磁波だけでなく、とありますが、上の 15 番の電磁波のところ、電磁波はパワーコンディショナーとか送電線から生じるのであって、これだと 16 番のところ、太陽光パネルから電磁波が出ているようにみえるので、少しこの文章を修正した方がいいのではないかと思います。例えば、太陽光パネルによる影響はというのはなにか、太陽光発電システムによる影響はとか、太陽光発電設備による影響はとか変えた方が無難かなというふうに思います。

（会長） 太陽光発電システムか、太陽光発電システムの稼働に伴う影響はとか、そんな感じですか。

（委員） そうです。これだと少し太陽光パネルが電磁波に影響を与えるというふうに読めるのですが、それだと正しくないような気がします。

（会長） ありがとうございます。今日は、答申を決めていかなくてもなりません。広範囲に設置される太陽光発電システムの稼働に伴う影響は、で間違いはないでしょうか。

（委員） 太陽光発電設備によって反射光も輻射熱も電磁波もというのがわかるような書き方であれば問題はないと思います。

（会長） では、広範囲に設置される太陽光発電システムの稼働に伴う影響は、反射光、輻射熱、電磁波だけでなく、音波や気流への影響も懸念される。

少し「影響」が重複する感じがします。稼働に伴いの方がいいのか・・・

最後に、文言を確認するとして、ほかの委員の方々から何か御発言がございますか。

吉崎の方からは、3ページの一番最後のその他のところが、今回一番悩んだところなのですが、数回、審査会をやっていく中で、一番の課題かなと思ったのが、我々審査委員と事業者さんとのやりとり、質疑応答がうまく噛合っていなかったというか、事業者さんの方から我々が納得のいく、満足のいく返答が十分には得られていない気がしました。とはいえ、方法書を再提出するという手続は、この環境影響評価条例や法にはありません。準備書が提出された時点で、こうしていなければいけなかったという話になるのも困ると思っておりまして、このような文言で、今回審査会でやり取りさせていただいたり、我々の方から出した意見に対して、事業者さんとして答えていただいたことがたくさんあるので、それをもう一度しっかりと整理していただいて、そして準備書が提出された時に、確認がしっかりとできるような形にしておいた方がいいのかなと、というふうに考えたので、こういう文言にさせていただきました。もしどこか、こうした方がいいということがあれば、御指摘いただければと思っております。

いかがでしょうか。鳥類についてはよろしいですか。

(委員) はい。意見は反映させていただきました。

(会長) 追加の資料が出ているようですが、拝見していただいて、何か追加の御意見があれば。リモートの先生方にわたってないと思うので、すみません。

(副会長) この追加の資料があって、地質の判断根拠とかボーリング柱状図について追加の資料を出していただいておりまして、わかりましたけど、一点残念なのは、第7番のボーリングコアについての判断基準が抜けております。他は対応されていると思います。

(会長) そうですか。それを踏まえて改めてこの答申案に追記する必要は特にないですか。地形、地質、土地の安定性について。

(副会長) 答申案に追加するような意見は特にはありません。

(会長) 1ページに地域住民との意見を踏まえ適正に環境影響評価を実施することと、2のところで地域住民等への丁寧な説明というところで、今回、町議会や町長からも多くの意見をいただいているので、その辺をこの全般的事項の

2のところで、地域住民等への丁寧な説明にしっかり努めていただきたい、という文言を入れさせていただいております。

（会長） ほかによろしいでしょうか。もしこれ以上の修正変更等が必要ないということであれば、この答申案で進めたいと思いますので、今日の審議はここまでとさせていただきますが、よろしいですか。

特に反対意見がないようですので、そのようにさせていただきます。先ほど委員からの御発言もありましたように、細かいところの「てにをは」や文言の部分で少し修正があるかもしれませんが、その点については会長の方の私に御一任いただきまして、修正をさせていただきますので御了解下さい。よろしくお願いいたします。

それでは特に異議がないようですので、この（仮称）函南太陽光発電事業の環境影響評価方法書に関する答申案については、これをもって審議終了というふうにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それではいったん事務局の方へお戻しいたします。

（事務局） 御審議ありがとうございました。答申における表現等につきまして、事務局と会長と調整させていただきます。

<休憩>

それではただ今から5分間、休憩させていただきます。休憩の後、沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審議に移らせていただきます。

3 審議 （仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書

（事務局） 事業者の方、聞こえていますでしょうか。

（事業者） 聞こえております。

（事務局） なお、再開にあたりまして、お願いがございます。お手元に配布させていただいておりますホッチキス留めの別添資料をおめくり下さい。別添資料4、風力発電の配置につきましては、事業者の意向により非公開資料としてさせていただきますので、委員の皆様への配布に限らせていただいております。

ます。また本日配布させていただいたA3資料、フォトモンタージュにつきましても、同じく事業者の意向により、委員の皆様への配布に限らせていただきます。あらかじめ御了承ください。

それでは引き続き会長に審議の進行をお願いします。

(1) 環境影響評価の手続きについての説明と質疑

ア 説明（事務局）

(会長) それではこれより（仮称）沼津真城山風力発電事業にかかる環境影響評価方法書についての審議をいたしたいと思います。事業主さん、聞こえてますでしょうか。

(事業者) はい、聞こえております。

(会長) では、よろしくお願いいたします。まず、事務局の方から、環境影響評価の手続きについて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは資料2に基づきまして、環境影響評価の概要と今回提出された方法書の手続きの概要について、御説明させていただきます。座って失礼いたします。

一枚目のスライドを御覧ください。まず環境影響評価についてです。環境影響評価とは目的に記載されております通り、自然環境や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大規模な事業に対してあらかじめ事業者自らが環境影響調査をもとに事業影響による予測評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴いたうえで、環境により配慮した事業計画を作り、実践していくこととなります。環境影響評価は法と条例で規定されておりますが、本日御審議いただきます（仮称）沼津真城山風力発電事業は発電出力が4.2万キロワットであることから、環境影響評価法の第1種事業に該当し、アセスが必須の事業となっております。

1ページ目の下のスライドを御覧ください。本事業に関する環境影響評価の手続きは左側に示してあります通り、昨年御審議いただきました配慮書から始まり、方法書、準備書、評価書と続いていきます。配慮書では、概略の事業計画に対するやや大まかな環境影響の検討結果が示されているのに対し、方法書では、今後実施される調査に関する項目や、具体的な調査方法や予測手法が示

されております。事業者は方法書で示した手法を用いて調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、準備書を作成することになります。

資料2 ページ目の上のスライドを御覧ください。方法書には項目や調査などの手法、その選定理由が示されております。事業者は右の欄のような内容に留意し、方法書を作成することになります。なお本事業においては下のスライドの通り、方法書にて科学的な項目が選定されております。

次のスライドを御覧ください。方法書手続きフローになります。事業者の部分を御覧ください。事業者は本年2月3日に方法書の公告を行い、約1か月半の縦覧と約1カ月の住民等からの意見募集を行いました。そして住民の意見を取りまとめた意見概要書を4月28日に県及び関係市に送付しました。

静岡県の部分を御覧ください。一番下になりますが、知事は意見概要書の提出から90日以内に意見を述べることになっております。この知事意見の形成のため、右下部分にありますアセス審査会の記載の通り、委員の皆様には今回を含め2回の御審議をいただき、答申を形成いただく予定です。

知事意見につきましては、スライドには事業者となっておりますが、経産大臣へととなっておりますので、謝りです。申し訳ございません。7月下旬までに意見を述べることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

環境影響評価方法書の手続きの概要の説明は以上になります。

イ 質疑

（会長） ありがとうございます。只今の説明に対して委員の皆様から質問、ございますか。

私の方から御確認いただきたいことがあります。先ほどまでやっていた函南の事業とは異なりまして、今回は法アセスに基づく内容ですので、前回、函南の方は静岡県環境影響評価条例に基づいて皆さんに専門的見地から御意見をいただいたのですが、この真城山につきましては、アセス法の第1種事業というふうになりますので、環境影響評価法に基づく審査を基本的にはしていくということになります。ですので、我々が最終的に作成した答申案は、県知事に提出させていただくわけですが、県知事はこれに基づいて、経産大臣の方に「県知事の意見」として出されるものとなりますので、我々の方ではしっかりと科

学的な審査に基づいて出させていただくと、そういうものと認識しています。皆さんのお手元に法令集があったと思いますけれども、今回は環境影響評価条例ではなくて環境影響評価法の法と施行令と言いますか、指針に基づいて審査するということになりますので、よろしくお願いいたします。

そういう理解でよろしいですね。

（副会長） この下に技術指針みたいなものはないのでしょうか。

（事務局） 事務局からお答え致します。風力発電事業につきましては、会長がおっしゃられたように、環境影響評価法、それと電気事業法がついてきます。詳細な技術指針的なものにつきましては、経産省が出している省令の方に記載されておりまして、そちらはお手元には配らせていただいております。少し厚いものですから、タイミングを見て、お渡しさせていただきたいと思います。

（副会長） 土地の安定性というのは条例では項目としてありますが、今回はないのでしょいか。

（会長） そうですね。条例の方では確かに副会長の方から御発言があったように、土地の安定性とかという項目がありましたけれども、環境影響評価法、省令の方には、そういう項目立てにはなっていないと思います。今後、事業主さんの方から方法書についての説明があると思いますが、その中で項目等については説明があるかと思うので、後程取り扱いさせていただきたいと思います。

何か委員の方から確認しておきたいこと等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは手続きについての審議、確認はここまでにさせていただきます。

（2）事業計画・方法書（資料3）についての説明と質疑

ア 議事の進め方について説明（会長）

（会長） まず本日審議する事業ですけれども、お手元の資料に示すとおり、事前に各委員から方法書の概要についての御意見を文書で提出していただいております。その委員の皆さんからの意見に対する事業者の見解については本日準備をいただいております。また県庁内の関係各課や住民からの意見に対しても事業者の見解というものが準備されております。方法書の内容等について、

事業者から説明をいただくのは本日が初めてということになりますので、まずは審議の前に事業者さんの方から方法書の内容や各委員からの意見に対する事業者の見解について、補足の説明をいただいた上で、具体的な審議を行いたいというふうに思っております。

それでは事業者さんの方から方法書についての説明をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

（事業者） はい、承知いたしました。

（会長） 我々、この資料3、というのでよろしいですか。

（事業者） さようです。資料3を画面共有させていただきます。

（会長） はい、よろしくお願いいたします。

（事業者） こちらの風車の写真が載っている表紙のもの、映っているでしょうか。

（会長） はい、映っております。

（事業者） それでは、説明に入らせていただくんですが、ひとつ確認なんです、今回我々の方からは、配慮書からの変更点と事前にいただいた御質問に対する弊社見解ということを中心にお答えしようかと思っておりましたが、そちらでよろしかったでしょうか。方法書内容ということであれば、少しお時間をさくことになるんですが、そちらも合わせて御説明させていただきますが。

（会長） まずは、事業の概要を5分ほど御説明をいただいて、そのあと、事業の概要についての各委員からの質疑をさせていただいて、その後に方法書の内容についての説明を改めてお伺いしたいので、まずは委員の皆さん一度は、しっかり見させていただいておりますが、事業者さんの方からまずは5分ほど、事業の概要を簡単に説明していただきたいのですが、よろしいですか。

イ 事業概要の説明（資料3の2 事業者）

（事業者） かしこまりました。それで資料3のこちらを使いまして、簡単に事業概要を説明させていただきます。5分程となりますので、前半の会社紹介については割愛させていただきます。

早速で恐縮なんですけど、12ページを御参照ください。

現在、今回審議いただく沼津市真城山といったところなんですけど、沼津市さん、西伊豆に入りますところ、位置図と12ページの左隅に書いてあるところなんです。こちら予定地の地区名としましては、西浦、足保、久料、江梨、井田、戸田といったところの境界にまたがる真城山周辺というところで、事業予定地として、風力発電所の検討をしております。

発電容量としましては、42メガワット未満という形で考えておりまして、3,000キロワットから4,300キロワット級の風力発電機を最大11基という形で検討しております。こちら42メガワットを超える設備容量になった際は、出力要請を行ったうえで、42メガワット未満で送電を行うといった事業となっております。

事業期間としましては、20年間を一区切りとして現在、検討しております。

左下の位置図で示した通り、西伊豆のところなんですけど、拡大したものが右下の図になります。黒枠で囲ったところが、事業実施区域という形で囲っております。真ん中の方、右側から下側に向かって道沿いに線をひかれているところ、予定地としての範囲内に入れているんですけど、こちらは大型部材を輸送する際に、一部が道路上で回転する際に必要になるかもしれないということで、こちら線を描かせていただいております。

風力発電機の設置予定範囲としましては、赤のハッチング部分というところで現在検討をして、今後の環境調査、設計調査もろもろを含めて配置を絞り込んでいく計画としております。

この事業実施内容について、配慮書からの変更点なんですけど、一つは風車機種メーカーさんのラインナップの都合上、配慮書の段階では、3,000から4,200キロワット級と記載していたものを、4,300キロワット級と100キロワット高いものを入れておる次第でございます。風車そのものの大型化というのではなくて、これはメーカーさんの設置計画出力の変更ということになりますので、想定している風車サイズの規模というものには変更ございません。

また対象の事業実施区域につきましては、配慮書段階では、こちら右下の図の右側、県道を挟んで東側地区になるんですけども、こちらの方も一部を範囲に含めた形になっておりましたが、現状は、こういったところは外して、黒い枠線の範囲というものに絞り込む形で面積そのものは減らす形となっております。

ます。今後の環境調査を踏まえて、こちらの枠が絞り込めるようにという形で検討を進めていきます。

続きまして 13 ページは風車のサイズの大体の大きさ感といったものを記載させていただいております。

続いて、14 ページを御覧ください。配慮書から方法書の手続までには、法定の説明会以外にも、地域の皆様の方に説明会を行わせていただいて、コミュニケーションをとっております。今後も、理解いただけるよう地元や関係者様への説明を丁寧に進めていきたいという所存でございます。

事業概要については、簡単に以上とさせていただきたいと思います。御質問、より詳しくお知りになりたいところがありましたら御指摘の方、よろしくお願いたします。

（会長） はい、ありがとうございます。委員の皆さん、何か事業計画についての質問等ございますか。

<質問なし>

ウ 環境影響評価方法書の内容の説明（資料 3 の 3 事業者）

（会長） よろしいですか。特にないようなので、事業主さん、すみません、引き続き、方法書についての説明をお願いしてよろしいですか。

（事業者） はい、かしこまりました。方法書の項目について、こちらの方は資料 3 の 22 ページ目を御参照ください。今回、環境調査を行っていただく気象協会様の方から御説明をさせていただきます。

（事業者） 日本気象協会です。声の方、届いているでしょうか。

（会長） はい、大丈夫です。

（事業者） 本環境影響評価方法書の内容について、かいつまんで御説明差し上げます。22 ページのスライドから御説明差し上げます。

本方法書においては、主に以下の項目について調査及び事業による影響の予測・評価を行ってまいります。こちらの下に記載している8つの項目、騒音・超低周波音・振動、水質、地形・地質、土地の安定性、風車の影、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物・残土、これらの項目について調査、予測、評価を行ってまいります。

では、続いて、各項目について御説明差し上げます。23 ページのスライドから御説明いたします。

まず騒音及び超低周波音の内容につきまして、調査内容としましては、工事車両が通行する道路交通騒音、そして振動の影響を確認する地点としまして、対象事業実施区域北東の部分の沿道A、または南の沿道B、これらの2地点にて調査を実施することとしております。また環境騒音、超低周波音の調査に関しましては、対象事業実施区域の周囲の環境1から環境5の5地点、こちらにて調査を実施することとしております。予測内容としましては、工事車両から発生する騒音・振動また建設機械から発生する騒音、風車から発生する騒音、低周波音、以上の項目にて調査予測、評価を行うこととしております。

続いて3番、水質の項目、24 ページを御覧ください。水質の調査内容としましては、水の濁りの状況、土質の状況について調査を行うこととしております。調査地点に関しましては対象事業実施区域、風力発電機の設置予定範囲を、周囲と、集水域に含む水質1から水質7の7地点、こちらにて調査を実施することとしております。調査時期としましては、水の濁りに関しましては、四季に各1回及び降雨時に1回、また土質の採取を1回、土質の1から3の3地点にて採取を行うこととしております。

予測の内容としましては、造成等の施工時の降雨時による水の影響について、予測評価を行うこととしております。

続いて地形及び地質の項目に入ります。25 ページを御覧ください。地形・地質の項目に関しましては、調査内容としては、地形及び地質の状況、重要な地形及び地質の分布の状況及び特性にて、現地調査にて、その分布状況、その特性を確認することとしております。調査地点としましては、土地の安定性に記載しております火山群でお示しされている達磨山火山群、また火山でお示されている、これらにて、実際に改変が行われる場所にて調査を実施することとしております。予測内容としましては、重要な地形及び地質の改変の程度について予測、評価を行うこととしております。

続いて、土地の安定性の項目になります。26 ページを御覧ください。土地の安定性の調査内容としましては、土地の安定性の状況に係る調査、実際に、風力発電機の設置予定範囲を実施することとしております。今後、実施する調査、地質内容、地質調査結果をもとに、改変予定箇所の地盤強度の確認、土地の安定性に係る評価を行うこととしております。

続いて、27 ページ、風車の影になります。風車の影の調査内容としましては、対象事業実施区域周囲の土地利用の状況、また地形の状況等を現地調査にて把握することとしております。予測内容としましては、地形を考慮したシミレーションにより、風車の影の影響とか住居等に影がかかる時間を定量的に予測し、日影図を作成することとしております。

続いて7番、動物・植物・生態系の調査、予測について御説明差し上げます。28 ページを御覧ください。まず、動物・植物に対しましては、動物の生息状況の調査、哺乳類、鳥類、猛禽類、渡り鳥、移動経路を含む、また爬虫類、両生類、昆虫類、底生動物、さらに植物の生育状況、以上の調査を行うこととしております。予測内容としましては、動植物の重要な種及び注目すべき生息生育地への影響についての予測、また風車に対しましては、風車への衝突の可能性について環境省公表の資料にもとづいた定量的な予測を実施することとしております。

続いて生態系に関しましては、その生態系の注目種の生息状況を調査し、予測内容としましては、工事中や風車の完成後の棲息状況の変化について予測評価を行うこととしております。

続いて29 ページのスライドからは実際の調査の詳細についての補足説明なので今回は割愛させていただきます。

32 ページの11番、植物の項目を御説明差し上げます。要するにこちら、調査の手法ですので、割愛させていただきます。

13番の景観、34 ページのスライドを御覧ください。景観の調査内容としましては、好天日や落葉期等に住居地域も含めて今回、写真を撮影することとしております。調査地点数に関しましては、配慮書での両市からの御意見または配慮書審査で頂戴した御意見を踏まえまして、今回計31地点を想定しております。予測内容としましては、風車が実際どのように見えるか、フォトモンター

ジュ、合成写真を作成し、景観の変化の程度を定量的に予測することとしております。

続いて 14 番、人と自然との触れ合いの場について説明いたします。35 ページを御覧ください。人と自然との触れ合いの場につきましては、その利用状況を考慮した時期に、現地踏査や聞き取り等、現況を把握するための調査を実施することとしております。調査地点数に関しましては、対象事業実施区域周囲で人と自然との触れ合いの場として利用がされている計 11 地点を選定しております。予測内容としましては、工事関係車両の走行によるアクセスや利便性の変化、地形改変、施設の存在による利用状況の変化を予測することとしております。

続いて 15 番、廃棄物の項目になります。廃棄物の項目に関しましては、工事の実施に伴い発生する廃棄物、これはコンクリートがら、木くず、金属くずなど及び残土の発生量について予測し、環境保全に関する配慮の手続きがされているかを評価いたします。こちらは事前の現地調査は実施いたしません。

簡単ではございますけれども、内容についての御説明は以上となります。

エ 質疑

(会長) はい、ありがとうございました。方法書についてはもう委員の皆さん、読んでいただいているかと思いますが、先ほどの事業者さんからの簡単な方法書の説明、追加の説明をいただいたのですが、何か確認しておくことございますか。このあと皆さんの意見に対する見解について、別途時間を取ってやるのですが、まずは事業計画と方法書の今の補足説明も含めて、特にこの資料 3 について、何か確認事項があれば、御発言をお願いいたします。

(副会長) スライドの 26 ページですけれども、よろしいですか。土地の安定性で、土地の安定性にかかる地質調査と書いてあるのですが、調査方法、どのようなものか、教えてください。

(事業者) 日本気象協会です。調査内容としましては、実際に風車を設置する予定範囲について、ボーリング調査を行いまして、詳細に地盤強度を確認する値、N 値について算出し、土地の安定性にかかる予測評価を行うこととしております。

（副会長） そうすると、風車が予定されている地点、それぞれについてボーリングをされるという、そういうことですね。

（事業者） はい、御認識のとおりでございます。

（会長） はい、ありがとうございます。ほかにございますか。はい、委員、お願いします。

（委員） 29 番、哺乳類について確認です。捕獲調査をするという予定になっておりますけれども、許可はとっていますね。という確認です。それから箱わなで捕獲するというふうになっておりますけれども、捕獲した個体が死なないように手立てを講じるということも配慮されておりますね。確認です。以上です。

（事業者） 日本気象協会です。捕獲調査に関しましては、これから、準備書にかかる現況調査を開始する前に、許可の方の手続をさせていただきます。それから箱わなの捕獲個体、死亡しないようにということですが、なるべくその餌を、多く入れるとか、或いは見回りの頻度をなるべく短くするとかといった形で、死亡しないように努めてまいります。以上です。

（会長） 委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。この箱わなで死なないようにするというのはなかなか難しいのかもしれませんが、いま御指摘ございましたように、できるだけ確認の頻度を短くするとか確かに餌をしっかりと食べられるようにすることで、死ぬことなく、種が安定できるような方法を選んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。他に委員の皆さん、確認、よろしいでしょうか。

（委員） よろしいでしょうか。

（会長） はい、どうぞ。

（委員） 31 ページの動物の調査の中で、魚類のところと両生類のところですが、両生類で、特にサンショウウオの仲間だと、産卵の時期だけ川に入ってくるという種類もいますので、今、調査時期が春・夏・秋に3期というふうになっているのですが、春といっても何月頃なのか、例えば結構2月、3月というところも、両生類だと活動しているものが多いので、その辺も入っているのかとい

うことと、それと魚類とか底生動物、特に底生動物はおそらく水生昆虫になってくると思うのですけども、冬の方が割合、種類数が、夏だと羽化して出て行ってしまうものですから、冬季の調査というのが結構重要なのですが、魚類も、冬は割合、淵でじっとしているものですから、捕獲しやすいということもあります。それで冬季を抜いているのには何か意味があるのかというのを少し確認したいと思います。お願いします。

（事業者） 日本気象協会です。まだ両生類に関しましては、御指摘の通り、ヤマアカガエル、アマガエル、産卵が事前調査の時に、3月に産卵が確認されておりまして、またサンショウウオなんかに関しましても、早い時期に産卵するとかといったことがありますので、今方法書の段階ではこのようにお示しさせていただいているのですが、もちろん早春季ですとか、両生類の場合、環境DNAも含めて、調査の方も予定しております。それから水生昆虫に関しましても、羽化前、やはり幼虫の時期の方が種の同定がしやすいことでもありますので、そういった形でなるべく羽化前に個体が大きくなった段階で、捕獲・採集の方をさせていただきたいと考えております。また魚類に関しましても、先ほど少しお話しした通り、環境DNAを設置して、なるべく種の方を把握できるようにさせていただきたいと考えております。現場について、非常に伏流水が多いカ所ですので、そういった形でも調査をしていかないと、なかなか種の把握はできないかなと考えております。以上です。

（会長） 委員、いかがでしょうか。了解でしょうか。はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

（委員） すみません、よろしいでしょうか。PDFの24ページ、スライド番号23番ですか、超低周波音に関して少し確認をさせていただきたいのですが、風車から発生する騒音に関してはどうやって計算をするのかなというのが一つ疑問に思いました。このところは地形が複雑な上に、すぐ近くに海があって、風況があって、予測が難しいのではないのかなと思いました。非常に複雑な地形なので、反射回折の影響が結構あるのかなというような気がするのですが、その辺りどの程度細かく正確に予測できるものなのでしょうか。その辺を教えてください。

（事業者） 日本気象協会です。その予測につきましては、まず現地調査はこちらに示した地点で、風車騒音のマニュアルに従って有効風速範囲を切り出すというときに、図面に示した風況観測等の測定データを用いて、風車が回ってい

る風の範囲を現況値として用います。予測については、基本的に音の伝搬 ISO の式を使うのですが、地形については、国土地理院の数値情報の地形データ、地形の凹凸についても反映させます。後は空気による吸収といったものを反映させる。それから、地盤については基本的には全部反射させるといったところを想定しています。

（委員） 事業者さんのホームページを見ると、これまでに事業者さんがやられている風力発電は、山のど真ん中のところか、海岸線沿いなのですが、今回は、基本的に山のところですけども、すぐ近くに海があるということで、少しこれまでのノウハウとは違うのかなと思ったのですが、予測の方法とかで、何か活かせる知見とか必要な知見とか、今後考えなければいけないような状況ってありますでしょうか。

（事業者） ジャパン・リニューアブル・エナジーです。おっしゃる通り伊豆のこの地域、山が海岸線から急激に上がっているというところもございます。また風も、おっしゃるとおり、風況もかなり複雑なところがございます。そういう予測につきましては、基本的には今、指針に示されている方向に沿った形を取らせていただいく予定でございます。一般に、弊社の方でこれまで事業調査などを行ったときに、予測した数値よりも高くなるということは基本的にはあまり起こったことがない、ということがありますので、現状のところ、安全には見られておるだろうなということは考えております。こちらの予測について、御意見とか、もし、御質問ございましたら、我々としても、忌憚のない御意見をいただければ助かります。

（委員） わかりました。基本的には、環境省のマニュアルに沿っているという御回答だと思います。なかなかの複雑な条件なので、適時、さらに改善、安全サイドに立ったような予測をお願いしたいと思います。

（事業者） すみません、気象協会です。少し説明が漏れましたが、基本的には、各地点につきまして、すべてが風車から風下になるような形で、足し合わせたものを予測値としますので、そういう意味では安全側の予測に立つというところはあるというところがございます。

（委員） わかりました。ありがとうございます。

(3) 静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解（資料4）の説明（事業者）

（会長）はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。特にならなければ、続いて、各委員からの意見、それから資料4、県庁内の連絡会議委員からの意見について事業者の見解、今日は準備いただいているかと思いますが、資料について、左側の番号を合わせながら御説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（事業者）それではこちらの方、お時間、30分ほど伺っておりましたので、代表的なものをピックアップして御紹介させていただきますが、よろしいでしょうか。

（会長）はい、要点を絞って話をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

（事業者）それでは先ほど説明させていただきました方法書の内容について、いただいた御意見に対する見解というものを、一部ピックアップして御説明させていただきますと思います。

（事業者）日本気象協会です。先ほど事業者から御説明があったとおり、資料に沿って御説明、差し上げます。

まず資料4、静岡県環境影響評価委員からの意見等に対する事業者の見解の方から御説明差し上げます。

まずナンバー4の御質問、こちらは岡田委員からの御質問となります。風力発電機の配置についての御質問です。こちらは、別添の非公開資料にて、今回提出させていただいております。なお、先ほど御説明にあったとおりですが、非公開の取り扱い、よろしくお願いいたします。

続いて6番、今泉委員からの御質問、水質に関する御質問となります。こちらは7番の斎藤委員からの質問も同様となります。水質の影響要因の区分が、造成等の施工による一時的な影響のみとされておりますが、地形の改変の影響で供用後も水質の悪化が継続する可能性があるため、供用後の調査も検討していただきたいという御意見となります。こちらに関する事業者の見解としましては御懸念の供用後の水質変化につきまして、改変により生じたヤードの裸地

については渇水対策として緑化等土壌浸透を促すような対策を行うため、供用後の河川に濁水が流入することは基本的に想定はしておりませんが、その他の改変箇所の影響の観点から継続的なモニタリングの実施について検討してまいります。

続いて9番の御質問。こちらは今泉委員からの水質に関する御質問となります。採水のタイミングが降雨時に1回とあるが、浮遊物質の濃度が高くなるのは降雨量が多い時である。降雨量が多い出水時の調査を検討していただきたい、また安全性に懸念がある場合は自動採水器や濁度計による自動観測を検討していただきたい、という御意見となっております。

こちらに関する事業者の見解としましては、流量把握に関する水位計の設置要件に関しましては記載をしておりますが、常時、水に触れている必要がありますので、調査対象河川は平水時の流量が少ないために水位が低い河川もございます。また降雨時の流速の確認につきましては、作業員の安全確保に十分留意が必要であると考えておりますが、こういった御意見を踏まえまして、なるべく降水量が多い出水時の水質データ、取得の観点から、水質調査地点へのアクセス等を勘案したうえで調査員の安全性を確保し、可能な限り降水が多い時期に調査の実施を検討してまいります。

続いて11番、12番、こちらは森下委員からの土地の安定性に係る御質問となっております。11番が地質調査に関する御意見、12番が断層に係る御意見となっております。図書で使用されている20万分の1の地質図は関連の地質区分が大括りでまとめられているため、今後現地で地質調査を行い、大縮尺上での地層区分を示していただきたい、この際同一の地質内での岩相の違いもはっきり区別して地質調査を行うことで、土地の安定性に関する評価が行えるようになる、といった御意見でございます。

こちらに関する事業者の見解としましては、まず環境アセスメントの趣旨としましては、事業の実施、供用時に発生する周辺環境への影響を回避・低減するためのものと理解をしておりますので、基本的には本事業により風車基礎周辺にて土地改変が行われる箇所に関しましては、その表層地質、岩相等について、現地調査を実施し、その詳細を準備書でお示してまいります。また掲載している方法書の図書では、判別が難しく申し訳ございませんが、対象事業実施区域の改変を行うわけではなく、環境保全の観点からは可能なかぎり改変量を少なくすることが望ましいですので、この区域内の一部、風車ヤード、道路拡幅、土捨て場等にて最小限必要な場所のみ改変を行うこととしています。これらの現地調査結果や今後の配置検討において、土地の安定性に係る観点からの

検討を踏まえた上で、正式な改変区域図を検討し、準備書段階にてお示ししてまいります。またこれらの土地の安定性に係る予測を実施するに当たっては、調査手法の御意見については引き続き御指導を賜りたいと考えております。

続いて 17 番の御質問になります。こちら、松浦委員からの海域、沿岸域に棲息する動植物についての御意見となっております。同様な意見を 28 番の秋山委員からも頂戴しております。配慮書段階で今後検討するとのことであった海域の動植物を環境影響評価項目として選定していないが、造成等により流出が懸念される濁水の沿岸域への影響はないと判断したということであれば、その具体的な根拠を示していただきたいという御意見となっております。

こちらに関する事業者の見解としましては、造成時には濁水が発生しますが、濁水は沈砂池に集め、濃度を緩和した後に土壌浸透させる計画となっております。また林地土壌には水の浸透能力があり、今後の事業検討においては、まず沢などの常時水流との離隔を確保することにより、常時水流に混入することがないように計画してまいります。また今後実施する上流側での水質予測結果をもとに、保全措置を講じることにより河口域への濁水の影響を回避するよう、まずは適切な事業計画を検討してまいります。こちらは現時点での見解ではございますけれども、まずは今後準備書段階にて河川への影響の程度を確認したうえで、濁水が河川に到達するとなった場合にはその河口への影響、濁水による濁りの上乘せの程度についてお示しすることを現在検討しております。

続いて 18 番の御質問になります。こちら坂東委員からの御質問。鳥類、海鳥の調査に関する御質問となります。奥駿河湾については海鳥が多い場所で、風力発電機の存在と稼働による影響がないか調べる必要があるのではないか、また渡り鳥、希少猛禽類の調査範囲に海域も含まれていることから、海鳥の調査についても計画を示していただきたいという御意見となっております。

こちらに関する事業者見解としましては、現状海域の事業ではありませんので予測対象としては考えではおりませんでした。今後現地調査の際に陸域を通過する海鳥類が確認された場合には、準備書段階で影響の予測を行ってまいります。

続いて 23 番の御意見、こちら岡田委員からの動物種に関する御意見となっております。爬虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類について、調査地点を設定せず範囲を踏査しながら観察・採取等を行うとありますが、この範囲すべてを調べるのは現実的ではありませんが、実際にはどのような範囲を踏査するような計画なのか、といった御意見でございます。

こちらに関する事業者の見解としましては、まず風力発電機を設置する直接
改変区域については、可能な限り踏査を行ってまいります。またその他の改変
の可能性のある範囲については、ほかの項目の調査事時にも確認に努めてまい
ります。また鳴き声や誘因餌を使用するトラップ等で調査を行い、可能な限り
棲息種の把握に努めてまいります。

続いて 25 番の項目、こちら坂東委員からの鳥類の調査地点に関する御質問と
なります。鳥類の調査ポイントに水辺や草地等の環境が選ばれてないが、事業
区域内には井田大川の上流部があるのではないかと。また文献その他の資料の現
存植生図からはわかりませんが、改変される場所には異なる環境も含まれると
思われますので、ソングマッピング調査や任意観察調査を充分に行い、調査不
足がないようにして下さい、といった御意見でございます。

こちらに関する事業者の見解としましては、御指摘の通り井田大川の上流部
が存在しておりますが、昨年秋に事前調査で確認した範囲では、表流水はほと
んど認められておりませんでした。また事業実施区域の尾根部には池が存在し
ており、こちらは魚類、底生動物の調査地点となっておりますので、この地点
も含めまして水辺環境の調査を行ってまいります。また草地等の環境につい
ても、一定の面積が存在する環境については、鳥類の調査地点として選定を行
ってまいります。

続いて 30 番の項目になります。こちらは東委員からの景観の予測手法に関す
る御意見となっております。経済産業大臣の意見に対する事業者側の見解につ
いて山稜線を分断すること等眺望対象に著しい支障を及ぼすことを極力回避す
る、この極力という文言ではなく、必ず回避するという検討を行うこと、特に
建設状況においては 11 基の風力発電設備の配置、高さ、色彩等の総体としての
規模を検討すること、といった御意見を頂戴しております。

こちらに関する事業者の見解につきましては、ガイドラインに示された調査
手法や環境保全措置を参考にし、事業計画を今後検討してまいります。また、
その計画については 11 基の風力発電機の配置、高さ、色彩等、総体としての総
合的な検討を行った上で、その結果を準備書でお示しし、改めて審議してい
ただきたいと考えております。

続いて 33 番、34 番の項目に関しましては、既に提示済みのフォトモンタ
ージュに関しまして、東委員から御意見の方を頂戴しておりました。まずこ
ちらのフォトモンタージュの提示状況につきまして、本日共有いただいております
リストをもとに、事業者の方から補足いただきたいと思っております。

（事業者） はい、JREです。東委員から御指摘されましたこちらの資料に書いてあるフォトモンタージュなのですが、まず大前提としまして、こちらの方で景観審査をいただくといった意図はないもので、正式なものは準備書の段階でお示しいたします。こちらの先行的に作った参考資料としてのフォトモンタージュですが、地域の皆様への説明を行っていく上で、フォトモンタージュとはどういうものかと、こういった形のイメージなのかといった御意見を受けまして、一部の景観ポイントからの参考資料という形で、これは正式なものではないということを念押しした上で、フォトモンタージュのイメージというものを、お伝えするのに使用させていただきました。主には地域の地区の皆様ですとか、関係する団体の皆様といったところに御提示し、内容を注意事項とともに説明させていただきました。こちら具体的な配布先につきましては委員の先生方にお配りしている資料の方を御参照いただければと思います。

（事業者） それでは事業者様の説明もこちらの見解に記載している部分ではございますけれども、この案件では特に景観に関する地元からの関心の高いところで事業者の努力範囲にて予測を実施し、情報を提供したという経緯もございます。今後準備書でのモンタージュの作成にあたっては、風車とのコントラストが強く出る条件にて写真撮影を行った上で正式なモンタージュを作成し、景観面での審査をいただくとともに、地域住民への再度の御説明をしてまいります。

資料4の説明に関しましては以上となります。

（4）静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解（資料5）の説明（事業者）

（会長） 引き続いて資料5の方をお願いいたします。

（事業者） 資料5の静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見に対する事業者の見解について抜粋して御説明差し上げます。

まず7番の御質問、こちらは森林保全課からの御質問となります。残土発生量の予測の結果、事業区域内に残土処分場の設置が必要となる場合はその候補

位置や規模を示すとともに、当該処分場の設置が環境に及ぼす影響を評価していただきたいという御意見となっております。

こちら別添資料7にて、現在の残土処分場の候補地点をお示ししているところではございますが、方法書記載のところに关しましては、あくまでも暫定でございますので、今後、事業計画の熟度が高まる準備書段階での詳細設計に基づき、残土処分場の位置・規模を改めて提示するとともに、周辺環境に及ぼす影響について適切な予測、評価を実施してまいります。

続いて21番の御質問について、こちら冒頭で御説明いたしましたが、松浦委員、秋山委員との質問と重複いたしますが、水の濁りが水生生物に及ぼす影響を評価するため、事業実施区域の近辺において降雨時の水の濁りの調査及び予測、評価を実施いただけないでしょうか、という御意見を生活環境課から頂戴しております。

こちらに関する事業者見解に関しましても、今後、実施する現地調査時に、御指摘の水生生物の実態把握に努めるとともに、また河川の直接改変は行わないものの、工事や濁水は、河川に到達し、水の濁りがより影響が想定される場合においては、水生生物への予測評価結果を実施及び具体的な保全措置を検討してまいります。

続いて25番の御質問になります。こちら森林保全課様からも同様な水質に関する御意見となっております。水質の評価、濁水発生の予測に当たっては、沈砂池の土砂、貯留施設の配置や構造、放流の位置、が評価の結果に影響を及ぼすと考えられるため、準備書段階においてこれらの計画をできるだけ具体的に示していただきたい、といった御意見となっております。

こちらに関しましても沈砂池の土砂、貯留施設の構造、配置、放流の位置等については、準備書において可能な限り具体的にお示ししてまいります。

資料5の御説明に関しましては以上となります。

(5) 資料4、5についての質疑

(会長) はい、ありがとうございます。では資料4と5の各委員からの意見に対する事業者さんの見解と連絡会議委員からの意見に対する見解を説明いただいたのですが、委員の皆様の方から質問や確認、御意見等はございますか。よろしくお願ひします。

<発言なし>

（会長） では、吉崎の方から一つ教えていただきたいことがあります。この資料4の番号の7番とか9番の水質の調査のところなのですが、先ほど現地が常に水があるわけではなくて水位も低いので、調査はしない、雨が多い時に一回しかしないという御発言があったかと思うのですが、森林水文の調査というのは普通どういうふうになさったり、環境アセスメントの中でどんなふうに通常なされるものなののでしょうか。私の理解では水量が少なくてもちゃんと静水池を作り、三角堰を作り、水位計を設置すれば、測定ができないというようなことには思えないのですが、やっぱりそういうのは難しいものなののでしょうか。

（事業者） 日本気象協会です。こちらの水質の調査地点を設定するにあたりまして、そういった水位計の増設が可能かどうかについても現地の確認を行ってまいりました。そういったところで常設の水位計が設置できる地点とそうではない地点についても、確認はしておりますので、そういった対応も検討はしつつも、そうではない地点につきましては、可能な限り調査員がアクセス、安全性を確保した上での調査の実施を検討しているところでございます。

（会長） 今回色々な意見の中で、水質や濁水に関する懸念が多く寄せられているものですから、特に是非、御検討をいただきたいと思います。今は濁水の発生とかを想定していないというふうに書かれていますが、沈砂池のようなものを作ったとしても、道路の拡幅工事や裸地面ができれば、必ずそこが落ち着くまでに濁水というのは当然発生するわけです。事業計画を少し具体的に御検討いただいて、「そういうことが想定されないからやらない。」ということではなくて、ある程度対策をやったとしても濁水の発生は想定されるという前提で、濁水の発生をしっかりと事前にモニタリングしておくということが供用後、事業の実施、工事中の濁水についての予測、評価をしていくという意味では重要だと考えます。最初の段階でそういうデータがないと、後々工事による影響かどうかともわかりませんので、その辺については少し具体的に御検討いただければありがたいと思います。

（事業者） JREでございます。御指摘ありがとうございます。一部音声割れて少し聞き取りづらいところもあったので確認させていただきたいんですが、工事影響をしっかりと評価するためにも、調査地点を、安易に、できそうでないかなということで削らずにしっかりと可能なかぎり調査ができるように検討する

といったところで調査・評価をしていくようにという御意見と理解しておりますが、よろしかったでしょうか。

（会長） はい。結構です。ただその安全性を確保と言うのは、そこまで危険を冒さなくても調査はできるのではないかというふうに考えるので、安全性を冒してまでも調査してほしいというふうには言うつもりはないのですけれども、私の今までの経験からして、そこまで雨が降った時に現場に行かなくても、十分に水文調査というのにはできるものではないのかなというふうに考えているので、その辺りのところを具体的に御検討いただきたいという趣旨です。

（事業者） はい、かしこまりました。調査会社の気象協会様とも現地、改めて確認させていただいて、こちら調査漏れがないようにしっかりと、必要であれば追加するといったところも検討していきたいと思います。ありがとうございます。

（会長） はい、よろしくお願いいたします。他に、はい、委員お願いします。

（委員） 24 番の鳥類なのですが、猛禽の渡り調査で、多くは午前中が多いので午後の調査を可能な範囲で実施しますというお答えをいただきました。私は富士山の南西麓で調査をやるのですが、ピークがだいたい 11 時から 15 時くらいが多いです。そこよりもこの場所は東側になるのでもしかしたら午前中は多いのかもしれませんが、そのあたり、地元の調査をされる方等に確認していただいて、午後が多くないかどうかは確認した上で実施いただけるとありがたいと思います。以上です。

（事業者） はい、日本気象協会です。御意見ありがとうございます。地元の渡りを観察されている研究者とも連絡を取り合いまして、調査時期・時間については、適切に実施してまいります。以上です。

（会長） はい、ありがとうございました。では、副会長、お願いします。

（副会長） 資料 4 の 11 番ですね。先ほど質問した地質調査としては何をやるんでしょうか、ということに対するお答えで、風車を設置する場所のボーリングということだったんですけども、この回答はボーリングを念頭に置いているんでしょうか。ほかに何かやられる予定はないんでしょうか。

（事業者） 日本気象協会です。今御意見をいただいたとおり、基本的にはボーリングにて基礎周辺の調査を行います。御認識の通りでございます。

（副会長） 12 番の方に断層のことも質問しました。それから、そのことは資料 5 の関係課の方から 30 番で断層について質問があるんですが、それでボーリングで例えば風車の設置地点で 1 本ボーリングを行ったとして、それで断層部分がわかるというそういうお考えなんでしょうか。たまたまその断層の滑り面を貫くという場合にはわかると思いますけども、それ以外で断層がないということがどうやってわかるんでしょうか。

（事業者） J R E でございます。今の御指摘、少し確認させていただきたいのですが、御質問の内容としましては、例えば風車 10 基であれ 11 基であれといったところ、すべてボーリングを行った、風車 1 本当たり 1 つボーリングをしたとしても、断層の位置の確認といったところというのは、なかなか難しいのではないかという御意見でよろしかったでしょうか。

（副会長） そうですね。1 本、ボーリングして必ず断層に当たるということはないと思いますので。

（事業者） こちらの弊社どもの見解、今の考えというところになるのですが、まず大前提として、断層に限らず地盤があまりにも緩いところというところに風車を設置するという考えはございませんので、まず設置するところについてしっかりと地盤があるかどうかを確認するためにボーリングをやらせていただいております。こちらの断層が怪しまれるところ、周りの地形的に見ても滑りが見られるところがないか、ということも含めて確認させていただきたいと思っております。断層を発見するための調査といったところでは現状、今のところは地表面ですとか、文献調査といったところでの調査レベルを検討しております。

（副会長） 発見するための調査ではなく、もしあったとしてもその風車のフットプリントというかその大きさに比べたらボーリングは点でしかデータは得られないわけですから、それ見逃すこともありますよね。ですからそれをどうやって、例えば風車の、土地を改変する部分をかなり掘って地盤が地質まで到達すれば、そこで観察はできるかもしれませんけども、そういった可能性も考えていらっしゃるんでしょうか。

（事業者） 風車の基礎の掘る範囲と言いますか、面的なところで言いますと、風車基礎の直径が概ね 20m 弱くらいといったところになりますので、基本的にはこちらでボーリングは一点から二点というところが多い所でございます。工事にかかる風車ヤードですね、広場という造成面という意味では、そちら法面とかそういったところでは一部追加ボーリングということも検討はしていきます。

（副会長） ボーリングだけだと点でしかわからないんですね。他の回答もそうなのですが、例えばそこに、ヒ素などの重金属が出るかどうかということを確かめるというのであればそれはいいかもしれないんですが、地質として、土地の安定性があるのかどうかというのを知るためには、点だけでは不十分だと思うんですね。ですから、先ほど質問した土地の改変をするにあたって基盤の地質の露出するようなそういうようなことはするんでしょうか。

（事業者） 土地の改変が地質が露出するような造成を行うか、調査を行うかというところでよろしかったですか。

（副会長） はい。

（事業者） そうですね。申し訳ないですが不勉強で教えていただきたいところであるんですけども、今見た地層の調査というのは、例えばトレンチみたいな溝を試掘のように掘って確認していくといった内容でよろしかったでしょうか。

（副会長） そうですね。もし先ほど 20m と言われたのですが、20m の範囲で地質が観察できるような状態であれば、トレンチ調査と同じようなことですが、断層部分というのがチェックできると思うんです。ただボーリング 1 本にしても 2 本にしても、直線上の情報しか得られないわけですから、それでその 20m の範囲内に断層があるかないかということ言うのはデータ不足だとそういう考えですけども。

（事業者） はい、御意見ありがとうございます。申し訳ございません。今こちらの方に適切な調査方法といったところをすぐに御回答できる状態ではないので、こちら改めて我々の宿題ということで検討させていただいてもよろしいでしょうか。

（副会長） そうですね。次回までに御検討いただきたいのですが、その際に、私の疑問は、この 11 番、12 番に書かれている事業者の見解という言葉を見ますとね、1 本ボーリングをすれば、そこでN値を測ると思うのですが、それで充分だ、つまり土地の改変は最小限なのでそれで十分ですという、どうもそういった前提に立っているような書きぶりかなというふうに思いますので、もう少し面的と言いますか、三次元的に地質を把握するということが、土地の安定性を確保するという点では重要だというそういう認識の上に立って、もう一度御検討していただきたいというふうにそれを要望したいと思います。

（事業者） はい、かしこまりました。通常、我々、基礎を設計する上での必要なルール、安全基準といったところが満たせるようにという形でもともと検討しておったところでございますので、今いただいた地層的な面としての検討ですね、そちらについても一度勉強した上で、回答させていただきたいと思います。

（会長） はい、よろしくお願いします。私専門ではないのですが、おそらく、ボーリングを 1 本、2 本やってN値とかがわかるのは、あくまでも風車を設置するための地耐力の調査ではあるかもしれないけれども、それは活断層の有無を明らかにするという意味で土地の安定性の調査とは少し違うのではないかという御指摘だと理解しています。ですので、その従来やっていらっしゃるような地耐力の調査のためのボーリング調査と断層の有無を明らかにしてこの土地の安定性がどうかというところについての調査方法を改めて御検討いただきたいということだというふうに理解をしております。

（事業者） はい、ありがとうございます。断層の上に確実にないというようなことを確認できるような調査方法ですね、こちらの確認内容について、我々の方でも、専門業者のことを踏まえて相談してまいります

（会長） はい、よろしくお願いいたします。他に委員の皆さんから、はい、委員、お願いします。

（委員） 22 番で、環境DNA調査に関する質問をさせていただいたのですが、環境DNA調査は基本的に調査対象の種をあらかじめ設定しないと調査を行えないと思うのですが、調査対象としてどういう種を選ぶのかということと、あとPCRを行って検出すると思うんですが、いろいろな種類があって感度や精

度が異なる様々な方法があるのですが、そういったところはどのように考えておられるのか教えてください。

（事業者） 日本気象協会です。今の環境DNAの調査に関しましては、まずその専門家の方に、あるいは有識者の方に、生息種の可能性については、様々な御意見を伺っておりますので、そこから類推するという形になるかと思います。それからPCRの方ですけれども、こちらの方、専門業者の方がおりますので、そちらと協議しながら、データベースに載っているかどうかまだ十分に把握してないのですが、可能な限り現地調査の結果とも踏まえてそのへんのところを調査していきたいと考えております。

（委員） はい、わかりました。こちらの御回答の方にも書いてあるんですが、捕獲調査などでは確認できない種を検出というか、調査したいということが目的だと思いますので、その選定に関しては慎重に行っていただければと思います。お願いします。

（事業者） はい、承知いたしました。ありがとうございました

（会長） はい、よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。はい、委員、お願いします。

（委員） 2つの質問、2つのお願いがあります。33番です。以前、私のところにもフォトモンタージュが送られてまいりました。正規のフォトモンタージュによる評価手法はとられていなかったもので、判断に困りましたので、事務局にも問合せさせていただきました。加えてそのフォトモンタージュで説明会を行っているということです。今日御説明がありましたが、地域住民の方々への明確なイメージを持っていただくためということからすると、かなり間違えた情報を先に提供してしまったということです。今、一覧表も提出されていますが、ざっと計算しただけでも200名近くに及びますよね。これに対して事業者としての考えをお聞かせいただきたいのがまずは一点です。聞こえてますか。

（事業者） はい、大丈夫です。御指摘ありがとうございます。まず第一に、我々弊社側のほうでよかれと思って採用させていただきましたが、結果として、そういったちゃんとしてない形で勘違いされていないかということの懸念ということでは、大いに反省しております。

（委員） もう一つ、今までにフォトモンタージュを作成されたことはないのですか。御専門であると思うんですが、2013年に景観評価ガイドラインが出されておりますし、フォトモンタージュの作成方法も記載されています。御社では今までの事業に関しては、どのように、やはり同じように御対応されてきたのですか。初めてだったのでしょうか。

（事業者） JREでございます。これまでフォトモンタージュの対応も、法アセス、自主アセスともに適切に対応させていただきました。今回も、準備書段階では、おっしゃるとおり、しっかりとしたものを提供するという大前提で動いております。今回、準備書の正式なものではなくて御参考用ということで、少し安易に考えてしまったというところ、我々の落ち度であったのではないかと大いに反省しております。

（委員） 事業を進めておられる御専門と思っておりますが、説明期間が秋から冬にかけて大変、天候の良いときであると思います。このシミュレーションを持っていくということが、景観の専門の立場からすると、理解を求めるためというよりも事業を推進するために間違えた情報提供したと思わざるを得ません。今後適切な評価方法により準備していただきたいこと。この200名に対しては、どのように御対応されるのですか。新たに作成したものを改めて持つていくのではなく、先の資料があれば間違いだったということを、説明者に御連絡し、撤回していただき、次に正しく作成したフォトモンタージュを提供していただくような手続をとっていただきたいということを要望したいと思います。

（事業者） JREでございます。そちらの参考用として我々が提示してしまったものなんですけれども、御説明に上がるにあたっては前置きとして、参考であって景観の評価用ではないということは、念押しさせていただいております。併せて、準備書の時には正式なものを御提示させていただいて、こちらで評価いただきますというところは、御説明をしていた次第でございます。そういったことを、改めて、御説明に上がったところには、今いただいたお話を踏まえて、また改めて我々念押しとして、以前に御提示したものは景観影響評価用のものではないということを改めて御説明した上で、準備書段階で、こちらの方、正式なものはこちらですと示してしっかりと説明していきたいと考えております。

（委員） 間違った情報提供をしてしまったのならやはりそれを撤回して正しい情報を伝えていただきたく要望します。よろしくお願いします。

（事業者） はい、尽力させていただきます。

（委員） それからもう一つです。質問の 30 番ですが、今日の御説明で、建設地が徐々に狭まってきているというお話をいただきました。また先ほど森下先生の方から地盤についてのお話をいただきました。設置場所が林立し、かなり輻輳しているように思います。適正な安定地盤の中で建設されてくることを予測しますと、30 番の 11 基、一応仮に 11 基ということで風力発電設備の配置等を総合的に予測検討します、とありますが、1 基 1 基のシミュレーションをするのではなく、以前にも申し上げましたとおり、11 基総体として、シミュレーションを行っていただきたい、1 基のシミュレーションを行うのではなく、11 基を視点場からどのように見えるかということ、正しくシミュレーションを行っていただきたいと思います。よろしいですか。

（事業者） はい、J R E です。こちら我々準備書段階から正しい手法にのっとり、10 基なら 10 基、11 基なら 11 基と、すべてにおいて総体的で総合的に評価できるように、準備を進めていきます。

（委員） ありがとうございます。そして私は存じ上げないのでわからないのですが、この地形のボーリング調査とか、どのような設置をしていくのかという、建設計画というのでしょうか、建設工程をペーパーでいただきたいのですが。どのような考えを持ってして、どのように建設していくのかというように、お示しいただくことはできますか。

（事業者） J R E でございます。確認させていただきたいのですが、今、先生がおっしゃった建設工程というのは、実際の工事工程、例えば伐採をして、伐根をして、土地をならして、道路のための舗装工事をしてといった工程を示すということでしょうか。それとも、設置計画の検討の工程を示すということでしょうか。

（委員） できたら両方ほしいです。どこに風車が建設されるのかということ、これから検討するわけだと思うのですが、そういったことで 10 基になるか 11 基になるか、どこに位置に配置されるのかというのが決まってくるのだと思います。伐採や土地の改変のような条件だけでなく、安定した地盤のところに建てることになると思うのですが、そのことと景観とを、色々検討しなければならなくなる可能性が出てまいります。そういうことから、お願いしたいと思

ったのです。景観評価というのはできあがったところ、建った後のことに意見を申すことになりますので、どのような工程をもって、風車が建設されるのかを知っておきたいと考えております。ここは、非常に風光明媚なところで、日本一と言っても過言ではないです。そういったことから少し建設工程というものを、基礎のところから教えていただくような資料をいただければありがたいです。よろしくお願いします。

（事業者） はい、かしこまりました。それでは、次回審議に向けて、弊社、宿題として、まず風車の配置を決定する過程で、こういった検討を踏まえて風車位置が決定されるかと、といったものの資料を作成させていただきます。また工事についてこういった工事が行われるのかといったところの御説明資料についても、何か参考になるものを、準備させていただきます。

（委員） よろしくお願ひいたします。

（事業者） はい、工程表というよりも、その内容を説明する資料といった形の方が適切かなと思ひましたので、そちらで準備させていただこうかなと思ひます。

（会長） はい、よろしくお願いします。今回はあくまでも方法書についての審議をさせていただいているので、事業主さんがどういう考えでどういう調査をすることによって、どこにどれだけの風車を建てることになったという、それに至る経過と、それについての総体としての予測、評価をしていくための方法等についての具体的なものをできる限り、御提供いただきたいということかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（6）関係市長の方法書に関する意見等に対する事業者の見解（資料8）の説明（事業者）

（会長） はい、ありがとうございます。時間がなくなってきましたので、まだ今日資料の6、7、8が残っているかと思ひます。質疑応答までいけるかどうかわかりませんが、まずは説明までは、お願ひしたいと思ひます。事業主さん、資料の6、7、8、いろんな市長さんや市民からの意見に対する見解についてお願ひします。

（事業者） はい、市長意見様に対する我々の見解等の御回答の説明でよろしいでしょうか。

（会長） 資料の 6、7、8 ですね。はい、よろしくお願いします。

（事業者） 日本気象協会です。それでは資料 8 番、方法書に関する意見、関係市長からの御意見に対する事業者見解について抜粋して御説明差し上げます。

まずナンバー 9 番 10 番の御意見、こちらは沼津市からの御意見となっております。河川への影響に関する御意見、こちらは先ほどの今泉先生、斎藤先生と同様の御意見となっております。土地の改変に伴う造成工事により濁水の発生が懸念されるため、排水される溪流や河川における簡易水道水源、河川、水生生物及び生態系に及ぼす影響について調査、予測し、その結果に応じて、森林伐採量及び改変面積の最小化、沈砂池等の増設等、環境影響を回避、極力軽減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。また近年各地で想定外の豪雨等が発生し、甚大な自然災害を引き起こしていることから、治水や土砂災害への安全対策については十分な調査、予測、評価を実施すること。合わせて事業実施区域は西浦、戸田地区の多くの河川流域にまたがっているため、計画に際しては、河川への影響や雨水の流出抑制を十分考慮するとともに、防止対策を講じるなど、森林の伐採が偏らないよう十分検討すること、という御意見を頂戴しております。

こちらに関しましても先ほど御説明差し上げましたとおり、今後安全性に配慮したうえで、可能な限り降雨量の多い時期の調査を実施し、その結果を踏まえ森林伐採量及び改変面積の最小化及び沈砂池等の適切な設計など環境影響を回避、極力低減できる具体的な保全措置を準備書に記載してまいります。また各種安全対策に関しましても、今後実施する現地調査、予測、評価結果及び林地開発協議の結果をもとに、具体的な対策を検討するとともに、工事中および工事完了後の河川の濁水の状況についても確認を行い、事業の実施が及ぼす影響の有無についても報告してまいります。

続いて 13 番になります。こちらも沼津市からの御意見、先ほど松浦委員、秋山委員と同等の、河口域への動植物についての御意見となっております。

河川における浚渫工事を行わないことから、河川の動植物については、環境影響評価項目として選定しないとのことだが、河川へ濁水が流入した場合に

は、海域までに到達し、海域に生息する動植物や水産業にも影響が及ぶと考えられることから影響評価項目として加えること、といった御意見でございます。

こちらに関しましても先ほど御説明したとおり、今後実施する水の濁りの到達の有無を確認した上で、河口域への影響について影響の程度を補足的にお示ししてまいります。

続いて16番の項目。こちらは沼津市の御意見となります。景観の予測手法に関する御意見となっております。景観資源の改変については、沼津市の景観計画における景観の保全の阻害につながると考えられるため影響の予測及び回避策を検討すること、また国立国定公園内における技術的ガイドラインにおいて風力発電施設が主眺望方向に介在する場合、また介在しない場合とで、垂直視角を指標とした眺望にも支障の程度の判断が異なっているため、このことを考慮した上で主要な眺望景観の変化の程度を予測すること、といった御意見でございます。

こちらに関しましても御指摘のとおり沼津市景観計画の趣旨を鑑みたうえで、景観資源の位置及び見え方について、丁寧に今後現地調査を行い、直接改変を最低限とするよう検討してまいるとともに、ガイドラインを参考に風力発電施設が主眺望方向に介在する場合としない場合を考慮した上で主要な眺望景観の変化の程度を予測をしてまいります。

続いて17番の質問、こちらも沼津市からの御意見となっております。景観その他に関する御意見でございます。本事業は沼津市景観計画に示されている様々な景観形成を阻害するものであると考えられることから、これらの点について具体的な対策についての検討をすること、また主要な眺望点に島郷海岸及びクルージング、沼津港、内浦湾について併記すること、さらに事業実施区域が視野に入る可能性がある伊豆半島ジオパークのサイトが多いと考えられることから、その方針への影響を含め、事前に関係者と十分に協議すること、といった御意見を頂戴しております。

こちらに関しましても御指摘のとおり、沼津市景観計画の趣旨を鑑みたうえで、富士山等の眺望景観を予測評価の上、沼津市の観光やフィルムコミッションに 影響を及ぼすと予測された場合には、具体的な対策を検討してまいります。また準備書におきましては、主要な眺望店に島郷海岸。クルージング、沼津港、内浦湾について併記をしてまいります。またジオパークの方針に関しましては、関係者と十分に協議をしてまいります。

続いて 23 番の項目、こちらも伊豆市から景観の調査地点に関する御意見となっております。方法書でお示ししている調査地点が限定的であり、限られた地点のみの評価にとどまる恐れがあるため、伊豆市からの駿河湾および富士山の眺望景観への影響が懸念される、駿河湾フェリーからの眺望景観、また達磨山から金冠山を繋ぐ遊歩道については、眺望景観の重大な影響が懸念されることからこれらの調査地点を増やすことに努め、複数の調査地点からのフォトモンタージュによる調査・予測および評価を実施すること、またこの景観に関する意見に対して事業者の見解又は対応方針を書面により提示すること、といった御意見を頂戴しております。

こちらに関しましても主要な眺望点を方法書にて追加選定し、車道及び遊歩道を線で示しておりますが、フェリー航路、達磨山及び金冠山の眺望景観については、公的なホームページやパンフレットに掲載されている地点からの調査にくわえまして、今後の現地調査において眺望の特性や利用状況を把握した上で数カ所で調査を行う予定でございます。これらの調査、予測及び評価の結果に関しましては、今後、準備書においてお示ししてまいります。

市長意見に関する事業者見解についての御説明は以上となります。

(7) 住民の意見に対する事業者の見解(資料6)の説明(事業者)と質疑

(会長) はいありがとうございました。いまの資料7の沼津市長と伊豆市長に対する事業者の見解をまとめていただいたものですね。(訂正して) 資料8ですね。資料6は説明はございますか。これは、資料6の5ページ以降が住民からの意見に対する見解書ですか。

(事業者) はい、そうでございます。

ア 事業者の説明

(会長) できれば、かいつまんで御説明、御発言いただけますか。

(事業者) 本環境影響評価方法書の広告、縦覧について、かいつまんで御説明差し上げます。広告日は令和3年2月3日。意見、縦覧期間の延長及び住民説明会の開催場所を決定したため、再度、広告の方を掲載しております。最終的に意見書の提出期間、受付期間に関しましては、4月7日まで約2カ月程度、

募集をしております。その意見募集期間中にあった意見書の提出に関しましては10通、意見の総数は12件となっております。

最初の詳細の内容については説明の方、割愛させていただきますけども、主な意見に関しましては、主要な眺望店からの景観に関する御意見及びジオパークの方針に関する御意見、これらとなっております。

イ 質疑

（会長） はい、ありがとうございます。これをまとめたのではなくて、全部で12件の意見だったということですね。

（事業者） はい、そうです。項目として12件となっております。

（会長） 項目として12件、全部で意見書は何通ぐらいあったのですか。

（事業者） 意見書の総数は10通でございます。

（会長） なるほど。10通で、項目としては12項目にわたっていたということですね。

（事業者） はい、そのようでございます。

（会長） ありがとうございます。委員の先生方から何か御発言がございますか。では、委員から。

（委員） 今の沼津市と伊豆市の御説明は景観に十分に配慮して進めていただきたいということだったと思います。7ページ意見書の、この今の住民意見書です。私たちもこの2社から提出された当該地区での風車の設置について、アセスを行っているというところですが、前任の方が絞ったところと契約していますという話しも出ています。どのように受け止めたらいいのか、受け止めなくてもよいですか。この件について説明してください。

（事業者） すみません、JREでございます。こちらの御意見に関しまして、契約と書いてあったので我々もこれどういうことかなというのを思いまして、調べられる範囲で調べてみました。これはあくまで私の私心になってしまうので、実際のところ、はた様がやられたことなので私は把握できておらんです。

が、おそらく土地の仮登記、予約契約みたいなものがなされたのかなというふうに認識しております。これに関しては我々もこの方と直接お会いしたこともないので、何とも意見のしようが、我々回答のしようがないところではあるんですが、他社さんのところでそういったことが行われていたんではないかなというふうに予測しております。

（会長） はい、ありがとうございます。はい、了解です。残りあと5分ほどありますが、委員の皆様から何か御意見があれば、次回も質疑応答、可能かと思いますが、今日もし質問や確認しておきたいことがあれば。はい、委員、お願いします。

（委員） 今の説明なのですが、別添資料についての質問でもよろしいですか。

（会長） 別添資料の4ですか。

（委員） 別添資料の10と7で、別添資料に土捨て場の候補地というものが示されていて、別添資料10が周辺河川の集水域となっています。この資料を見ると、この川の上流に土捨て場が設けられるという認識でよろしいのでしょうか。候補地なので決まっていらないのだとは思いますが。

（事業者） 今の御質問なんですが、別添の7の左側の候補地に対するものだと思います。

（会長） 別添7の土捨て場候補地についてですね。

（事業者） はい。こちらですね、川の上流部とかぶっているということもありますので、全然、確定事項ではございません。現地調査の上で不適切なものであれば、こちらの方は土捨て場にしないという形で進めていきます。

（委員） 現地調査で適したと判断するのは、どのような条件があれば、あるいはどのような条件があれば適さないということを評価するのですか。

（事業者） 例えばですけれども、河川を埋めるようなことであればそちらの方は不適切ということになりますので、そういった行為は行わないということになります。地形としまして、現状地形である程度、平地があるようなところが、土捨てできないかなというところで、検討しておるという状態です。

（委員）ではいろいろ濁水の問題、発生が懸念されているので、そういうことを含めた検討していただくということをお願いしてもよろしいでしょうか。

（事業者）はい、かしこまりました。

（委員）以上です。

（会長）はい、ありがとうございます。これは方法書段階で事業計画がどこまで具体的に決まっているのかというのはなかなか難しいところかと思いますが、今日の段階でこの土捨て場候補地というのがある以上は、土捨て場候補地がここに設置されるという前提で調査をされるということですね。そして他にも候補地が現地調査によって見つければ、今度はその候補地の影響、候補地による影響というものを同時に予測、評価をした上で、それが準備書に記載されるという理解でよろしいですね。

（事業者）はい、さようでございます。

（会長）委員、よろしいですか。そういうことで。はい、ありがとうございます。ほかにございますか。はい、委員、お願いします。

（委員）住民の方の意見のお答えの中にクマタカが確認されているというお答えがありましたけれども、方法書の308ページに猛禽類調査の位置地点が表示されていますけれども、これ以外にクマタカが見つかったことで調査地点から十分、視認できているかということと、変更、追加したポイントがあったら今教えていただきたいです。

それからもう一点が配慮書の知事意見の中に、重大なバードストライク、バードストライクが懸念されるため、発電設備配置決定前に予測、評価を行うこと、という項目があったのですが、クマタカが見つかっているということ、先行して猛禽調査が進んでいるということだったので、何かそのことを踏まえて影響から保全策を検討したり、始められて、配置計画などをどのように見直すかなど、進められているのでしょうかということをお伺いしたいです。以上です。

（事業者）はい、日本気象協会です。まずクマタカに関しましては現地調査で御指摘のとおり確認されました。今その調査を継続して実施しているのですけ

れども、地点数を増やししながら、できる限り重要な情報が得られるように調査を実施しております。聞き取りづらかったんですけれども調査地点について御質問があったんですが、もう一度よろしいでしょうか。

（委員） 方法書の 308 ページに調査地点、表示されていますけれども、これ以外に新たに加わった場所がありますか。

（事業者） はい、これ以外に、出現状況に合わせて、適宜、調査地点を増やしております。ちょうど今、お時間の関係もありまして、一つ一つはちょっと御説明できないんですけれども、これの倍ぐらひは調査地点を増やして実施しているような状況です。それからバードストライクに関しまして、クマタカの情報は当初なかった、棲息の情報がなかったんですけれども、確認されたということで、今その営巣場所とか、行動圏の把握といったところから、事業地との関係を、これから解析しまして、バードストライクの影響がないかどうかといったところを検討させていただくという形です。以上です。

（委員） はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

（会長） はいありがとうございます。予定の時間にほぼなってきましたので、まだ質疑応答を全てやり尽くしているわけではないというふうに理解をしているので、残りの質疑応答については申し訳ありませんが、次回、もう一回時間を取らせていただければというふうに考えております。今日はいくつか宿題もお願いしたように思いますので、その辺りについて次回また、可能な範囲でお答えいただければありがたいかなと思っておりますので、今日のところの質疑については、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

では、事業主さんどうもありがとうございました。いったん事務局の方へ進行をお戻しいたします。では事務局の方、よろしくお願いいたします。

4 閉会

（事務局） 御審議ありがとうございました。今回いただきました御意見につきましては、事務局で取りまとめ、事業者と調整のうえ、次回審査会で御報告させていただきます。

事務局から連絡事項があります。次回の審査会は引き続き（仮称）沼津真城山風力発電事業にかかる審議を 7 月 14 日水曜日に開催する予定としております。

改めて御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。連絡は以上となります。

それでは令和3年度第4回静岡県環境評価審査会を閉会します。長い時間にわたりありがとうございました。

（会長） ありがとうございました。

（事業者） ありがとうございました。

（会長） 事業主さんありがとうございました。お疲れ様でした。